部 課 室

出 **上機関**

正 奈良県事務決裁規程 令和二年四月一 日 昭 から施行する。 和三十六年三月奈良県訓令甲第三号) の一部を次 のように改

令和二年三月三十

奈良県. 知事 荒 正

第二条中第七号を削 り、 第六号を第七号とし、 第五号を第六号とし、 第四号の 次に次

五 南部東部振興監 規則第三条第三項に規定する南部東部振興監をいう。 \mathcal{O}

一号を加える

下げ、 第二条中第二十三号を第二十五号とし、 第十三号を第十四号とし、 同号の次に次の一号を加える。 第十四号から第二十二号までを二号ず 0 ŋ

号の次に次の 性局長」を 条第八号中 くり推進局長」を 第二条中第十二号を第十三号とし、 政策官 「及び医療政策局長」 「観光局長」 一号を加える。 規則第三条第四項第一号に規定する道路政策官及び河 「地域デザ を「こども・ イン推進局長」 に、 女性局長」に、 第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、 「景観・環境局長」 に改め、 同号を同条第九号とし、 \neg を「観光局長」に、 医療政策局長及びこども 川政策官をい 同条第七 「まちづ う。 女

政策統括官 規則第三条第三項に規定する政策統括官をい う。

危機管理監、 第三条第一項中 知事公室長、 「危機管理監、 政策統括官」に改める。 知事公室長、 南部東部振興監」 を 「南部東部振興監、

を「、 令」を加える。 第八条第二項中 休日」に改め、 第三号」を削り、 「の指定」 の下に 「並びに超過勤務、 「第三号に」 を 「第二号に」 休日勤務及び に、 夜間勤務の命 及 び 休 日

別表第一中 「技監」 の下に 乛 政策官」 を加える。

館 を 外活動セ 登美学園 「奈良春日 保健所 表第三中 ン タ 中和 野国際フォ 女性センタ 「畜産技術センター 福祉 橿原公苑 事務所 ーラム 女性センタ こども家庭相談セン 身体障害者更生相談所 流域下水道センター」 流域下 水道センター こども家庭相談セン ター に、 精華学院 知的障害者更生相談 奈良春日 「橿原文化会館 タ 野国 を 「民俗博物 際フ 精華学院 所 オ 民俗博物 ーラム」 筒井寮 保健

リポ 所 「野外活動センター に、 中和福祉事務所 ト管理事務所」 リポー 橿原公苑 に、 身体障害者更生相談所 管理事務所 景観・環境総合センター」 幹線街路整備事務所」を「幹線街路整備事務所 知的障害者更生相談所 を「景観 環境総合センタ 藤の木学園」に、

7	È -	 -
橿原文化会館	文化会館 美術館 万葉文化館	図書情報館 万葉文化館
事務職員である主幹	副館長	副館長

に改め、 同表橿原考古学研究所の項の次に次のように加える。

図書情報館

総務企画課長

ては、 活センター (」を「総務企画課長(フー 別表第三中 フードクリエイティブ学科長、 保健研究センタ 「保健研究センタ K クリエイティブ学科に係るもののうち軽易なものについ 森林技術センター 消費生活セ に改める。 畜産技術セ 森林技術センター ンタ に、 」 を 「消費生 「副校長